

一般社団法人さくらインヴァース会員規約

第1条 名称及び所在地

本チームの名称・所在地は本文末尾に明記します。(以下「本チーム」といいます)

第2条 運営

本チームの運営・管理(メンバー資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む)は一般社団法人さくらインヴァースが行います。

第3条 目的

本チームは、カヌーポロに対する正しい競技力向上と理解を深め、併せて健全な心身の育成、スポーツの振興を図ることを目的とします。

第4条 入会資格

本チームに入会できる方は、別に定める各会員種類の各要件を満たし、本チームの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。(以下「メンバー」といいます)

第5条 入会手続

①本チームに入会する方は所定の入会手続を行い、本チームの承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求められることがあります。

②入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続をとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担し、本規約第16条に定める危険負担と本チームの免責につき同意するものとします。

第6条 入会金

メンバーは、本チームの定める入会金を、所定の方法で本チームに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

第7条 メンバーの種類

本チームのメンバー種類及び各要件は別に定める通りです。

第8条 メンバー資格の喪失、譲渡の禁止

メンバーは、退会、除名、死亡及び失踪宣言をうけたとき、その資格を失います。また、メンバーは、そのメンバー資格を他に譲渡すること(相続を含みます)はできません。

第9条 資格停止及び除名

本チームは、メンバーが次の各号の一つに該当すると認めた場合は、メンバー資格の一時停止または除名をすることができます。

- ① 本チームの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。
(除名の場合、除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。)
- ② 本チームの施設を故意に毀損したとき。
- ③ 本規約、その他本チームが定める規則に違反したとき。
- ④ 本チームの名誉、信用を毀損し、または秩序を乱したとき。
- ⑤ 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
- ⑥ メンバーとして品位を損なうと認められる非行があったとき。
- ⑦ 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
- ⑧ 本チームの合理的な指示・方針に従わないとき。
- ⑨ その他本チームが、社会通念に照らし、本チームメンバーとしてふさわしくないと認めたととき。

第10条 会費等の支払

メンバーは、本チームの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は本チームが定めるものとします。

(月会費は、メンバーが本チームのメンバー資格を有する限り、現実に本チームを利用しない場合も支払義務が発生します)

第11条 休会及び会員種別変更

休会及び会員種別変更は、別途定める諸規定に従って届け出しなければならないものとします。

第12条 退会

メンバーは、各月の10日(10日が休業日の場合翌営業日)までに本チームに所定の退会届を提出することにより、その月末限りで退会することができます。10日を過ぎた場合は、本チームの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本チームが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第13条 ビジターの利用

本チームは、メンバーの同伴によりメンバー以外の方(以下「ビジター」といいます)に本チームを利用させることができます。ビジターは、本チームで活動するにあたり、本規約第16条に準ずるものとします。また、本チームは必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの料金、その他に関する規則は別に本クラブが定めます。

第14条 休業

本チームは、原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業とします。また、その定休日及び季節休業のほか、会場都合、その他本チームの都合により休業することがあります。なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく休業することができるものとします。

第15条 スクールの廃止、利用制限等

本チームは、次の事由により本チームの活動の廃止または閉鎖または臨時休業することができます。また、各種大会及び特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限されます。

- ①台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本チームの活動遂行に支障があるとき。
- ②施設の改造または補修工事実施のとき。
- ③法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
- ④施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
- ⑤その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第16条 メンバーの利用及び事故

メンバーは、自己の責任と危険負担において、他のメンバーと協調して、本チームで活動するものとします。また、本チームは、メンバーが本チームの活動中に生じた盗難、怪我その他の事故について、本チームの責めに帰すべき事由が無い限り、責任を負いません。メンバー同士の本チーム内外でのトラブルについても同様とします。

第17条 変更事項

メンバーは、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の書面で届け出るものとします。

第18条 諸費用の改定

本チームは、本規約に基づいてメンバーが負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、本チームは改定日の1ヶ月以上前までにホームページにてメンバーに告知するものとします。

第19条 改定

本規約の改定及び変更は本チームにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全てのメンバーに及ぶものとします。なお、本チームが本規約の改定及び変更を行うときは改定日の1ヶ月前までにその内容を施設内への掲示及び当社ホームページにてメンバーに告知するものとします。

第20条 附則

本規約は2021年3月12日より施行します。

名称及び所在地

名称: 一般社団法人さくらインヴァース

所在地: 東京都品川区豊町3丁目11番3号